

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		社会福祉法人定款の認可
根拠法令等及び条項		社会福祉法第31条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
		1 根拠条項に掲げる通知を基準とし、社会福祉法人の資産、定款の内容及び設立の手続について、法令の規定に違反していないか等、次の観点から審査する。 (1) 社会福祉法人の行う事業 ア 社会福祉事業 イ 公益事業 ウ 収益事業 (2) 法人の資産 ア 資産の所有等 イ 資産の区分 ウ 資産の管理 (3) 法人の組織運営 ア 役員 イ 理事 ウ 監事 エ 評議員会 オ 法人の組織運営に関する情報開示等 (4) 法人の認可申請の手続等 2 添付書類は、次のとおりとする。 (1) 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、その他財産、

公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。）及び当該財産が当該法人に帰属することを明らかにできる書類

- (2) 当該法人がその事業を行うため(1)の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- (3) 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (4) 設立者の履歴書
- (5) 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- (6) 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- (7) その他不動産の価格評価書等市長が必要と認める書類